

設備・運営の基準に従って事業を行うことが可能であること。

④介護保険法で定める事業者の指定禁止要件に該当しないこと。  
応募申請書および必要書類（事業所設置計画事前協議書）を、4月1日（金）～5月10日（火）に提出してください。

### ●問い合わせ

役場 保健福祉課 介護保険係  
☎ 45・11111  
内線 3119

### 制度改正に伴う国保被保険者証更新のお知らせ

#### ▼窓口負担割合の凍結措置の延長について

70歳から74歳までの方（現在3割負担の方および後期高齢者医療対象者を除く）の医療機関での窓口負担割合は、これまで負担割合の凍結により、3月末まで本来2割負担が1割負担となっていますが、この措置が4月から引き続き延長され、平成24年3月31日までの間、これまでどおり1割に据え置かれます。

保険証の更新が必要な方には、負担割合の表示変更した被保険者証を3月下旬に郵送します。詳細については、保険証に同封されている「国民健康保険被保

険者証の更新について」をお読み下さい。

### ●問い合わせ

役場 町民課 保険年金係  
☎ 45・11111  
内線 2114～2116

### 口座振込通知書を廃止 通帳への印字方法を変更します

町から債権者の皆様に口座振込を行った場合に送付している「口座振込通知書」を、4月1日から廃止します。

通知書に代わり、皆様の預金通帳には、振込日・鬼北町担当部署名・金額が印字されます。記帳の際にはご確認をお願いします。

### ●問い合わせ

役場 出納室 会計係  
☎ 45・11111  
内線 2101

### 役場等内線番号 変更のお知らせ

役場電話システムの變更で、役場本庁の内線番号が3桁から4桁になりました。

### ●問い合わせ

役場 総務課 庶務係  
☎ 45・11111  
内線 2201

## 緊急情報の放送開始について

緊急情報（J-ALERT「全国瞬時警報システム」）

緊急事態が迫った場合、防災行政無線放送（屋外拡声器）と、宅内防災行政放送（IP告知放送）で、町民の皆さんに注意の呼びかけを行います。※平成23年3月28日開始予定。

◆緊急情報の内容は、次の通りです。

#### ①武力攻撃事態等に関する国民保護情報

- ・ゲリラ、特殊部隊による攻撃情報
- ・航空攻撃情報
- ・大規模テロ
- ・弾道ミサイルによる攻撃情報

#### ②緊急地震速報（予測震度が4弱以上時）

- ・直下型地震や震源が近い場合は、速報が間に合わないことがあります。

◇J-ALERTとは、すぐに対処が必要な有事の情報や、気象庁からの地震関係情報が消防庁から人工衛星を介して送信され、町の防災放送機器を自動的に起動して警報を放送するものです。

◇緊急情報は、自動的に放送されるシステムのため、24時間いつでも放送されます。

◇家族や職場などで、万が一緊急放送があった場合のときの行動について確認しておいてください。